

【保管場所使用承諾証明書】の記載例

- 場所の表示（○市×町△丁目□番◎号）が同一となる保管場所に複数の自動車を保管する申請・届出を同時に行う場合には、証明書は1通の提出で足够了。
 - 例1 同じ駐車場の駐車枠1番から3番までを保管場所とする申請を3台同時に行う
 - 例2 自宅の車庫を保管場所とする届出を2台同時に行う
- 警察署へ提出する際は、保管場所としての使用を承諾したことを証明した日付から原則3ヶ月以内のもので、使用期間内の書面を用意してください。

保管場所使用承諾証明書

		警察署長提出用	
保管場所の位置	札幌市中央区北2条西7丁目○番	駐車場の名称	駐車位置番号
		大通駐車場	1
使用者	〒(000-0000) 住所 札幌市中央区北2条西7丁目○番△号 □□荘 101号室 電話 011-251-0110		
	氏名 北海 太郎		
使用期間	令和8年4月1日から 令和10年3月31日まで		
上記のとおり自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。			
〒100-8974 千代田区霞が関2-1-2 03-3581-△△△△ 承諾 一郎		令和8年4月1日	
		〒(000-0000) 住所 札幌市西区西野2条5丁目○番○号 電話 011-251-XXXX 氏名 証明 花子	

申請書又は届出書の「自動車の保管場所の位置」欄と同一に記載してください。

- 駐車場に名称が付いている場合 → 「駐車場の名称」欄に当該名称
- 駐車場内に駐車枠が複数存在し、特定の駐車枠の使用が承諾された場合 → 「駐車位置番号」欄に当該駐車枠の番号等を記載してください（名称等がない場合には、空欄で提出してください。）。

「使用者」欄は、申請者又は届出者と同一に記載してください。

- 原則、証明申請する日から1ヶ月以上の期間が必要です。
- 当該保管場所を賃貸借契約により使用する場合には、通常、契約期間です。
- 特に期間を取り決めていない場合は、提出する日を始まりの日付としてください。

- 正当な承諾権者（駐車場の所有者又は委託を受けた駐車場の管理者等）の記名又は署名が必要です。
- 正当な承諾権者（駐車場の所有者又※承諾書の内容を訂正する場合は、承諾者が訂正してください。

備考

共有の場合は、必要な共有者全員の住所・氏名を記入してください。

- 当該保管場所が共有の場合には、必要な共有者全員の情報を余白部分に記載してください（承諾者ごとに承諾書を作成したり、別紙を使用しても構いません。）。